

注 文 書

- 1 契 約 番 号 2025001421

- 2 件 名 公用車新規賃貸借（教育総務課）

- 3 納 車 場 所 大崎市古川七日町 1 番 1 号

- 4 リース期間 登録日から 8 4 か月

- 5 別 添 書 類 （1）仕様書
 （2）積算内訳書

- 6 担 当 部 課 教育部教育総務課

仕 様 書

1 台数

1 台

2 リース形態

メンテナンスリース（月平均走行距離 約 1 0 0 0 km）

※メンテナンス工場は，大崎市内とすること。

3 リース期間

8 4 ヶ月

4 納車場所

大崎市役所（大崎市古川七日町 1 番 1 号）

5 支払方法

翌月末払い（8 4 回）

6 主要諸元

- （1）総排気量 1 8 0 0 cc 以上
- （2）乗用定員 5 人
- （3）使用燃料 無鉛レギュラーガソリン
- （4）原動機種別 ハイブリッド車
- （5）変速機形式 オートマチック（C V T 可）
- （6）駆動方式 2 W D
- （7）車 体 色 ホワイト（白色）
- （8）そ の 他

7 参考車両

トヨタプリウスと同等品による入札を認める。ただし，その場合は，別紙「物品調達における同等品による入札の取扱いについて」に基づき，必ず入札前に同等品の確認を受けること。

8 一般装備

- （1）ラジオ（A M ・ F M）
- （2）カーエアコン

- (3) 集中ドアロック
- (4) パワーステアリング
- (5) パワーウインドウ
- (6) A B S (アンチロックブレーキシステム)
- (7) フロアマット
- (8) リアワイパー (標準装備にない場合は不要)
- (9) 停止表示板
- (10) サンバイザー (運転席及び助手席)
- (11) ドアバイザー (運転席及び助手席)
- (12) エアバッグ (運転席及び助手席)
- (13) スタッドレスタイヤ (ホイール付4本)
- (14) スペアタイヤ1本またはパンク修理キット1式
- (15) 標準工具類
- (16) スペアキー
- (17) カーナビゲーション (テレビ機能なし)
- (18) バックカメラ
- (19) ETC 車載機

9 リース料金に含まれる費用及びサービス

- (1) 車両代金
- (2) 登録諸費用 (車庫証明及び納車費用含む)
- (3) 自動車税環境性能割
- (4) 自動車重量税
- (5) 自動車税または軽自動車税
- (6) 自動車損害賠償責任保険料
- (7) 自動車リサイクル法にかかる費用
- (8) 車検整備費用 (納車, 引取り及び代車含む)
- (9) 法定点検費用 (納車及び引取り含む)
- (10) 定期点検費用 (6 か月毎, 納車及び引取り含む)
- (11) 故障修理費用 (引取り及び納車含む)
- (12) エンジンオイル及びエレメント交換費用 (定期点検時もしくは5, 0 0 0 km 毎)
- (13) バッテリーの交換費用 (期間中必要数)
- (14) タイヤ交換, 調整及び保管費用 (年2回, タイヤローテーション含む)
- (15) リース期間満了後の車両返還費用
- (16) 車検及び各種点検終了後の洗車費用

10 暴力団の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則 (平成25年6月1日施行。以下「排除規則」という。) の措置要件に該当すると認められたときは, 契約を解

除することがある。

- (2) 当市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請けさせ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請け若しくは受託をさせた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団関係者等（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、適切に警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が行われた場合で、これにより、履行遅延等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

1 1 長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。

- (1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。
- (2) 発注者は、前項の規定によりこの契約の変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

1 2 その他

- (1) 入札金額は、84 か月の総額（税抜）を記載すること。
- (2) 任意保険は発注者において加入するものとする。
- (3) リース期間満了時の残存価格の精算はしないものとする。
- (4) リース車両返還時において、自然退色及び自然腐食している部分の補修は、リース会社の負担とする。
- (5) 道路運送車両法等関係法令に違反しないこと。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項で、機能上当然必要なものは装備することとし、その他疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 車検・各種点検等の案内を通知すること。なお、送付先は次のとおりとする。

大崎市教育員会教育総務課 〒989-6188 宮城県大崎市古川七日町1番1号

物品調達における同等品による入札の取扱いについて

平成 29 年 11 月 9 日
大崎市総務部財政課

市が発注する物品調達の入札(見積合わせを含む。)において、仕様書に参考品を示した上で、同等品による入札も認める場合は、次のように取り扱いますので、ご留意願います。

1 同等品の定義

物品調達の入札において、市が仕様書に示す参考品と同程度以上の品質、性能等を有するものとして認める物品をいいます。

2 同等品の確認方法

(1) 同等品により入札する場合は、現場説明調書等に示す質問の期限までに、メーカー名、品名、品番を記載した質問・回答書及びカタログの写しを持参又は F A X により提出し、市の確認を受けてください。

なお「質問・回答書」の様式は大崎市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

大崎市公式ウェブサイト (<http://www.city.osaki.miyagi.jp>)

ホーム → 事業者向け → 入札・契約情報 → 入札・契約関連様式 → 物品調達

入札書など様式(入札書、委任状、質問・回答書、辞退届、見積書)

(2) 既に他の入札予定者が同等品確認の期限までに市の確認を得ている同等品により入札する場合は、自らの同等品確認の手続きを省略して入札することができます。

3 積算内訳書の提出

(1) 入札時に提出する積算内訳書は、原則として仕様書に規定する様式を使用してください。

(2) 参考品又は同等品のいずれによる入札であるかを確認するため、積算内訳書の備考欄に、参考品又は同等品の区分とメーカー名、品名、品番を必ず明記してください。

4 注意事項

(1) 参考品又は同等品ではない物品により入札し、落札した場合は、その物品の納入は認められませんので、原則として落札価格の範囲内で参考品又は同等品のいずれかを納入していただきます。

(2) (1)の場合で、落札者が参考品又は同等品のいずれも納入することができないときは、その入札を無効として落札決定を取消し、予定価格の範囲内で入札した他の者を落札者とすることがあります。

5 適用範囲及び適用日

(1) この取扱いは、物品調達の入札等において、特定の物品を調達する場合及び仕様書に物品の仕様概要のみを定めている場合は適用されません。

(2) この取扱いは、平成 29 年 11 月 9 日以降に入札公告又は指名通知する物品調達の入札(見積合わせを含む。)から適用します。

積 算 内 訳 書

業者名

品 名	規 格 等	単位	数量	期間 (月)	単 価 (円/月)	金 額 (円)	備 考	
							参考品又は 同等品の区分	メーカー名, 品名, 品番
普通自動車	2WD 4AT	1	台	84				
小 計								
消費税及び 地方消費税額								
合 計								